

船舶事故等調査報告書

平成26年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第111号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年6月27日 05時00分ごろ
発生場所	島根県浜田市浜田港 浜田市所在の浜田漁港北防波堤灯台から真方位054°300m付近 (概位 北緯34°53.9′ 東経132°03.6′)
事故等調査の経過	平成26年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第一 ^{ことしろ} 事代丸、18トン SN2-2483（漁船登録番号）、有限会社事代丸 第272-18362号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船首部船底に亀裂、推進器翼等に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約2.0m、船尾約2.5mの喫水により、浜田港西北西方沖を自動操舵で東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥り、平成26年6月27日05時00分ごろ浜田港の瀬戸ヶ島南西岸に乗り揚げた。 船長は、本船の損傷状況を確認し、無線で僚船に乗り揚げたことを知らせた。 本船は、乗揚後に自然離礁し、僚船に横抱きされて浜田港の岸壁に着岸した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：05時00分
その他の事項	船長は、連日の操業が続いており、疲労を感じていた。 船長は、レーダーの接近警報を設定していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、浜田港西北西方沖を自動操舵で東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったことから、浜田港の瀬戸ヶ島南西岸に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、連日の操業が続いており、疲労が蓄積していたことから、

	居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、浜田港西北西方沖を自動操舵で東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、浜田港の瀬戸ヶ島南西岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 操船に従事する者は、長時間操業に従事すれば、疲労が蓄積して居眠りに陥ることがあるので、他の乗組員と交代するなどして休憩をとり、体調を整えること。・ 航行中、レーダーの接近警報を設定しておくこと。